令和６年第４回定例会　千葉市緑区選挙管理委員会会議録

１ 日　　時	令和6年4月10日（水）　午前9時30分～午前10時05分				
２ 場　　所	千葉市緑区役所　4階選挙管理委員会室				
３ 出席委員	委員長	小峰　敏和	委　員	岩坂　展子	
	委　員	淺野　千秋	委　員	山澤　菊枝	
４ 出席書記	事務局長	杉山　信弘	選挙班主査	積田　浩二	

５ 議　　題	報告第1号	千葉市緑区選挙管理委員会規程の一部改正について
	報告第2号	千葉市緑区選挙管理委員会事務局公文書管理規程の全部改正について
	議案第7号	選挙人名簿の抹消者について
	議案第8号	在外選挙人名簿の登録者について
	議案第9号	選挙人名簿の抄本の閲覧状況について
	議案第10号	在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について

６ 議事の概要

(1) 報告第1号　千葉市緑区選挙管理委員会規程の一部改正について
　千葉市緑区選挙管理委員会規程の一部改正については、全員異議がなかったので、原案のとおり承認された。

(2) 報告第2号　千葉市緑区選挙管理委員会事務局公文書管理規程の全部改正について
　千葉市緑区選挙管理委員会事務局公文書管理規程の全部改正については、全員異議がなかったので、原案のとおり承認された。

(3) 議案第7号　選挙人名簿の抹消者について
　選挙人名簿の抹消者については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。

(4) 議案第8号　在外選挙人名簿の登録者について
　在外選挙人名簿の登録者については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。

(5) 議案第9号　選挙人名簿の抄本の閲覧状況について
　選挙人名簿の抄本の閲覧状況については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。

(6) 議案第10号　在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について
　在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。

(7) その他
　次回会議の開催は、令和6年4月30日（火）午前9時30分と決定した。

7　会議経過	(1)報告第1号　千葉市緑区選挙管理委員会規程の一部改正について 事務局　：4月1日付にて、千葉市職員の職名に関する規則が一部改正されたことから、それに合わせて本規程も職員の役職に係る所要の改正を行ったため、報告する。 質　疑　：特になかった。 (2)報告第2号　千葉市緑区選挙管理委員会事務局公文書管理規程の全部改正について 事務局　：4月1日付にて、千葉市公文書等管理条例の制定や、千葉市公文書管理規則及び千葉市公文書取扱規程の改正に伴い、所要の規定の整備を図ったため、報告する。 質　疑　：特になかった。 (3)議案第7号　選挙人名簿の抹消者について 事務局　：前回の委員会時の名簿登録者から、新たに生じた死亡及び国籍喪失者、住所の移動により４か月を経過した者、在外選挙人名簿への登録移転を行った者及び誤載者について、本日付で緑区の選挙人名簿から抹消する。 質　疑　：抹消者と、行政区内での転出入による移替との違いは何か。 回　答　：市町村の区域内における転居は、選挙権の対象に影響が生じず、選挙人名簿登録等を伴わないことから区分されている。 (4)議案第8号　在外選挙人名簿の登録者について 事務局　：前回の登録時から、在外選挙人名簿の在外公館申請を受け、登録資格があるとした者について、本日付で緑区の在外選挙人名簿へ登録する。 質　疑　：特になかった。 (5)議案第9号　選挙人名簿の抄本の閲覧状況について 事務局　：公職選挙法第28条の4第7項の規定により、令和4年度の選挙人名簿抄本の閲覧状況を公表するものである。 質　疑　：調査項目等を審査しているのか。 回　答　：申出者の実施案件のため、個別に審査はしていないが、全体的に政治又は選挙に関する調査研究であるか確認している。 質　疑　：閲覧に係る選挙人の範囲はどのように決定されているのか。 回　答　：申出者からの申請時に、希望閲覧対象区域の記載がある。 特に、事務局から提示しているものではない。 (6)議案第10号　在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について 事務局　：公職選挙法第30条の12の規定により準用する法第28条の4第7項の規定により、令和4年度の在外選挙人名簿抄本の閲覧状況を公表するものであるが、当該年度の閲覧はなかった。 質　疑　：特になかった。